

入札説明書

契約番号： 契第工40号

契約件名： セツ島巡視船基地係留設備設計業務

項目及び構成

1. 契約担当官等
2. 競争に付する事項
3. 競争参加に必要な資格
4. 契約条項等を示す場所
5. 仕様書及び入札説明書の交付
6. 入札参加申込みに必要な書類の提出期間、場所及び方法
7. 入札書受領期限及び開札日時及び場所
8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
9. その他
10. 契約及び入札に関する問い合わせ先
11. 仕様に関する問い合わせ先

＜添付資料＞

様式1-1	入札書
様式28	都度委任状
様式29	期間委任状
様式30	紙入札方式参加願
様式31	ＩＣカード確認書
別紙	情報保全に係る履行体制に関する誓約書
別紙	情報保全に係る履行体制に関する資料

入札説明書

第十管区海上保安本部の調達契約に係わる入札公告（令和8年7月15日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、政府調達に関する協定及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

第十管区海上保安本部長 星崎 隆

2 競争に付する事項（電子入札対象案件）

(1) 契約件名 七ツ島巡視船基地係留設備設計業務

(2) 契約内容 仕様書のとおり

(3) 履行期限 令和9年2月26日

(4) 履行場所 仕様書のとおり

(5) 入札方法等

① 本件は提出資料、入札及び契約を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件である。

なお、電子調達システムにより難しいものは、第十管区海上保安本部に紙入札方式参加願（様式30）を提出することにより紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。その他詳細は、入札説明書による。

② 第1回の入札が不調となった場合再度入札に移行するが、再度入札の時間については、原則として30分後に設定するので、当本部からシステムで送信される通知書は必ず確認すること。なお、電子入札と紙入札が混在する場合があります。開札処理に時間を要するなど予定時間を大幅に超えるような事態になれば当本部から連絡する。また、紙入札方式による入札参加者については入札会場で待機すること。退室は原則として認めない。

3 競争参加に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8年度 国土交通省(大臣官房会計課所掌)一般競争参加資格で

① 「建設コンサルタント」のA又はB等級

② 第十管区海上保安本部を希望部局

とする競争参加資格を有する者。

(4) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

(5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は更正手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は更正手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

【低入札価格調査制度対象案件】

- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- ④ その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 第十管区海上保安本部長から指名停止の措置を受け、指名停止の期間中でない者であること。
- (8) 経営の状況や信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (9) 入札等業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当でない者であること。

4 契約条項等を示す場所

鹿児島市東郡元町4番1号 第十管区海上保安本部 経理補給部 経理課
及び第十管区海上保安本部ホームページ、電子調達システム（GEPS）

5 仕様書及び入札説明書の交付

- (1) 交付期限 令和8年7月24日 15時00分まで
- (2) 交付方法 ① 入札説明書：電子調達システム、ホームページ又は下記10の担当者
② 仕様書：下記11の担当者
※仕様書は、下記9（14）に定める「情報保全に係る履行体制に関する誓約書」及び「情報保全に係る履行体制に関する資料」を提出し、担当原課の承認を得た者に対してのみ交付する。

6 入札参加申込みに必要な書類の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期間
令和8年7月24日 までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで（最終日は15時00分まで）に電子調達システム又は紙により提出を行うこと。
なお、(2)①の書類が1MBを超える場合又は(2)②の書類を提出する場合は、発注者の承諾を得、「持参、郵送（配達記録に限る）、メール（押印省略した書類に限る）」による方法で、下記10に提出すること。
- (2) 入札参加申込みに必要な書類
 - ① 電子調達システムにより参加を希望する者
 - ・ 資格決定通知書の写
 - ・ ICカード確認書（様式31）
 - ・ 配置予定技術者調書（様式33）及び技術者の資料（免状等）の写
 - ・ 情報保全に係る履行体制に関する誓約書（別紙様式）
 - ・ 情報保全に係る履行体制に関する資料（別紙様式）
 - ② 紙入札方式により参加を希望する者
 - ・ 資格決定通知書の写
 - ・ 紙入札方式参加願（様式30）
 - ・ 配置予定技術者調書（様式33）及び技術者の資料（免状等）の写
 - ・ 情報保全に係る履行体制に関する誓約書（別紙様式）
 - ・ 情報保全に係る履行体制に関する資料（別紙様式）

様式掲載場所: <http://www.kaiho.mlit.go.jp/10kanku/nyuusatu/>

7 入札書受領期限及び開札日時及び場所

- (1) 入札書の受領期
令和8年7月30日 17時00分まで
- (2) 開札日時・場所
令和8年7月31日 13時30分
鹿児島市東郡元町4番1号 第十管区海上保安本部3F入札室
- (3) 入札書及び内訳書の提出方法
 - ① 入札書は、電子調達システムにより提出すること。
 - ② 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
なお、入札に使用するICカードについては、代表者又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者のICカードに限る。

- ③ 電子入札にて当該入札に参加を希望する者は、当該入札に使用するＩＣカードを限定するとともにその登録を行うため確認書を入札参加時に提出すること。
なお、代表者から入札・見積権限及び契約権限について委任を受けた者（本社から支店、支社等に委任した場合が該当する。）は、委任状（様式28又は29）を書面にて提出すること。
当該入札にて限定したＩＣカード以外のＩＣカードを使用した場合は、その入札は、無効となるので注意すること。

- ④ 紙入札方式参加者が直接提出する場合 入札書（様式1－1）を封筒に入れ封印し、かつ、その封筒に、氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和〇年〇月〇日開札〔契約件名：〇〇〇〇〇〕の入札書在中」と朱書きすること。
- ⑤ 郵便（配達証明又は書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和〇年〇月〇日開札入札書在中」と旨朱書きし、中封筒には直接に提出する場合と同様に記載し送付しなければならない。
- ⑥ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- ⑦ 紙入札方式参加者で、代表者以外の者が入札書を提出する場合には委任状（様式28又は29）を提出すること。

8 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 第十管区海上保安本部が発注する建設工事（測量等）において、暴力団員等による不当要求又は建設工事（測量等）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (4) 建設工事（測量等）において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

9 その他

- (1) 本入札は、低入札価格調査制度を採用し、調査基準価格（当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。）を下回った入札を行なった者については、調査を行なったうえで落札とするか否かを決定するものとする。

なお、調査基準を下回った入札を行った者は、契約担当官等が求める積算資料等の提出及び調査、事情聴取等に協力しなければならない。

積算資料等の提出・説明が不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がなされない

- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

- (3) 入札保証金

免除

- (4) 契約保証金

納付（契約金額の1/10以上。但し、低入札価格調査に該当する場合は3/10以上）

なお、保険業法第1条の免許を受けた保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険を結び、その保険証券を提出したときは、契約保証金の納付を免除する。

契約保証金を返還する場合は利息を付さない。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、第十管区海上保安本部入札・見積者心得、入札説明書、仕様書等で示した入札に関する条件に違反した入札及び電子調達システムを利用する者においてはＩＣカードを不正に使用した入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

- ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

- ② 入札者は、一切の経費を含め契約希望金額の総額を見積もるものとする。

- ③ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

【低入札価格調査制度対象案件】

- ④ 落札者となるべき者の入札価格(基準価格を下回ったら入札価格)によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- ⑤ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。なお、紙入札者にあつては、電子くじ番号を元に電子くじを実施するか、若しくは紙くじを実施の上、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接紙くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わって紙くじを引き落札者を決定するものとする。
- (7) 契約書作成の要否 要(契約金額が250万円に満たない場合は、省略することがある)
- (8) 代金支払時期 検査合格後、適法な請求書を受理した日から40日以内
- (9) 前払金請求 無し
- (10) 既済既納部分払 仕様書による
- (11) 電子調達システムによる添付資料
電子調達システムによる証明書等は、次のいずれかのファイル形式で作成し提出すること。
・一太郎 一太郎ビューアで読込可能な形式のもの
・Microsoft Word Word 2019形式以下のもの
・Microsoft Excel Excel 2019形式以下のもの
・その他のアプリケーション
イ PDFファイル
ロ 画像ファイル(JPEG形式)
ハ 圧縮ファイル(LZH形式)
※ 証明書等の容量が1MBを超える場合には、郵送等にて提出すること。
- (12) 入札書の提出後、入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提訴できないものとする。なお、当該価格が調査基準額を下回った場合、低入札価格調査を行ったうえで落札するか否かを決定するものとし、本件調査の辞退又は落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置を講じられるので注意すること。
- (13) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (14) 情報保全に係る履行体制の確認
- ① 9. その他(6)に規定する契約の相手方となろうとする者は、本業務で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であつて、下記11(以下、担当原課)が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同じ。)を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、担当原課に対し「情報保全に係る履行体制に関する誓約書」(別紙)及び「情報保全に係る履行体制に関する資料」(別紙)を提出し、同意を得た後、当該仕様書を受領するものとする。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、改めて担当原課の同意を得るものとする。
(受注後、確保すべき履行体制)
・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
・担当原課が同意した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
- ② 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当原課が同意した場合はこの限りではない。
- ③ 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い(返却・削除等)については、担当原課の指示に従うこと。なお、当庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。

- ④ 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課へ報告するものとする。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じるものとする。

(14) その他については、第十管区海上保安本部入札・見積者心得及び仕様書による。

10 契約及び入札に関する問い合わせ先

〒 890-8510 鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1
第十管区海上保安本部 経理補給部経理課 入札審査係
電話 099-250-9800 (内線 2223・2224・2230)
メール jcg-10shinsa@gxb.mlit.go.jp

11 仕様に関する問い合わせ先（担当原課）

〒 890-8510 鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1
第十管区海上保安本部 経理補給部経理課 一括事業係
電話 099-250-9800 (内線 2229)